

資料3

県内企業インターンシップ等促進事業に係る業務

企画提案審査要領

**令和7年2月
岩手県**

県内企業インターンシップ等促進事業に係る業務 企画提案審査要領

この企画提案審査要領は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県内企業インターンシップ等促進事業に係る業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う審査基準について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画競争の審査は、「県内企業インターンシップ等促進事業に係る業務企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）」において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を県に報告する。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおり。

選考基準	審査項目	審査内容	配点	
全般	業務目的	業務目的を理解し、的確な提案となっているか。	10	20
	計画性・事業成果	・事業のスケジュールは妥当か。 ・十分な成果が期待できるか。	10	
業務企画内容	業務推進体制	業務を確実に遂行できる体制が整えられているか。	10	65
		業務に類する実績は良好であるか。	10	
	企画	業務趣旨を達成するため、効果的・効率的な提案となっているか。	20	
	広報	多くの参加者を確保するための効果的・効率的な提案となっているか。	15	
	継続性	次年度につながる内容の提案となっているか。	10	
見積書	積算内訳等	事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合がとれているか。	5	5
その他	評価事項	企画内容が優れ、特に評価できる内容があるか。	10	10
合 計				100

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書等及び委員会の場における参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が4者を超える場合には、商工労働観光部定住推進・雇用労働室が、企画提案書等の審査（以下「1次審査」という。）を実施し、上位と評価された3者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。
- (3) 参加者が3者以下であった場合には、1次審査は行わない。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) (4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位の順位点（1位=5点、2位=3点、3位=1点）を付け、それを委員会で合計した総得点により順位を付す。その後、委員会において協議を行い、県に報告するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定する。

- (6) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、委員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件として、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告する。

【採点基準】

	5点の項目	10点の項目	15点の項目	20点の項目
非常に優れている	5	10	15	20
優れている	4	8	12	16
問題はない[中位点]	3	6	9	12
やや問題がある（一部修正が必要）	2	4	6	8
問題がある（大幅な修正が必要）	1	2	3	4
採用できない	0	0	0	0